

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師
学校養成施設カリキュラム等改善検討会
報告書（案）

平成 2 8 年 ●● 月 ●● 日

目 次

第1	はじめに	1
第2	総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について	1
1.	基本的考え方	1
2.	改正の内容	2
第3	臨床実習の在り方について	4
1.	基本的考え方	4
2.	改正の内容	4
第4	専任教員等について	5
1.	基本的考え方	5
2.	改正の内容	6
第5	その他について	6
1.	基本的考え方	6
2.	改正の内容	7
第6	適用時期について	7
第7	今後の課題	7
第8	おわりに	8
	(参考) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設 カリキュラム等改善検討会	
	・ 構成員名簿	9
	・ 検討会開催状況	10

第1 はじめに

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師（以下「あはき師」という。）学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年文部省・厚生省令第2号、以下「認定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。

認定規則については、平成12年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行っていない。

その後、はり師、きゆう師の学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度（4月現在）において、全国93施設の定員数は約五千七百人であるが、平成10年度（4月現在：施設数14施設、定員数約九百人）と比べ、約6倍の増加となっている。

また、昨今の診療報酬等の不正請求に対して、あはき師についても開業することが可能なことから、養成段階での教育の充実について指摘されている。

これらあはき師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、より質の高いあはき師の養成が求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高いあはき師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの認定規則の改正を含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで5回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

1. 基本的考え方

あはき師を取り巻く環境の変化に伴い、開業することが可能であるあはき師の養成に必要な教育内容や単位数、最低限の履修時間数について検討を行った。

(1) 総単位数の引上げについて

総単位数の検討に当たっては、現行の教育内容（単位数）は引き続き履修することとした上で、新たに必要な教育内容（単位数）を加えることとした。

(2) 最低履修時間数の設定について

単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によると

されているが、最低履修時間数については、現在設定されていない。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業時間数は、例えば、講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めるとされている。

あはき師の現行の93単位について、1単位の授業時間数を最低時間数とした場合の授業時間数は1,710時間、最大時間数とした場合の授業時間数は3,240時間（以上）と大きな差があり、養成されるあはき師の資質にも差が生じる恐れがあることから、新たに最低履修時間数を設定することとした。

なお、平成12年に、あはき師では、「総履修時間数3,165時間以上」から「総単位数93単位以上」という単位制に改正されたが、現行の標準的な1単位の授業時間数により換算した場合2,595時間以上となることから、検討に当たっては、現行の単位数に標準的な1単位の授業時間数により換算した時間数を基準とした上で、これに新たに必要な教育内容に対応する時間数を加えることとした。

2. 改定の内容

(1) 総単位数の引上げについて

現行の単位数に、以下のカリキュラムを加え、総単位数を以下のとおりとする。

なお、教育内容及び単位数は別添1、教育の目標は別添2のとおりとする。

[現行及び改正後の単位数]

・ あん摩マッサージ指圧師	77単位以上→	85単位以上
・ はり師	79単位以上→	88単位以上
・ きゅう師	77単位以上→	86単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、はり師	86単位以上→	94単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、きゅう師	84単位以上→	92単位以上
・ はり師、きゅう師	86単位以上→	94単位以上
・ あはき師	93単位以上→	100単位以上

(2) 最低履修時間数の設定について

現行の単位数に標準的な1単位の授業時間数により換算した時間数を基準とした上で、以下のカリキュラムを加え、以下の最低履修時間数を設定する。

[最低履修時間数]

・あん摩マッサージ指圧師	2, 385時間以上
・はり師	2, 475時間以上
・きゅう師	2, 415時間以上
・あん摩マッサージ指圧師、はり師	2, 655時間以上
・あん摩マッサージ指圧師、きゅう師	2, 595時間以上
・はり師、きゅう師	2, 655時間以上
・あはき師	2, 835時間以上

また、各養成施設が特色のある教育を行うべきとの意見があったことから、総単位数、最低履修時間数ということだけでなく、各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましいとする努力規定を設けることとする。

[追加等カリキュラム]

- ① コミュニケーション (基礎分野)
あはき師は開業することが可能な資格であり、患者等への対応に必要なコミュニケーション能力を養うことは最低限必要であることから、現行の単位数の中でこれを必修化する。
- ② 運動学 (専門基礎分野) 1単位 30時間
あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう(以下「あはき」という。)の臨床における判断能力などの資質向上を図るため、運動学についてのカリキュラムの充実を図る。
- ③ 社会保障制度及び職業倫理 (専門基礎分野) 1単位 15時間
あはき師は開業することが可能であることから、免許取得後すぐに開業する者も一定数いることを踏まえ、社会保障制度及び職業倫理に関するカリキュラムを追加する。
- ④ 東洋医学概論、経絡経穴 (専門分野) 2単位 60時間
臨床能力向上のため、東洋医学概論、経絡経穴についてのカリキュラムの充実を図る。
- ⑤ あはきの適応の判断 (専門分野) 1単位 30時間
あはき師が業務を行うに当たり、対象となる疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、あはきを適切に実施できる能力を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑥ 病態生理学 (専門分野) 1単位 30時間
臨床能力向上のため、病態生理学をカリキュラムに追加する。

- ⑦ 生体観察 (専門分野) 1単位 30時間
臨床能力向上のため、生体観察をカリキュラムに追加する。
- ⑧ 施術所における臨床実習前施術実技試験等 (専門分野) 1単位 30時間
施術所における施術の介助を行う臨床実習前等において、学生の技術等に関する評価を行うためのカリキュラムを追加する。
- ⑨ 臨床実習 (専門分野) 3単位 135時間
あはき師の臨床における実践的能力を向上するため、臨床実習を1単位から4単位へ拡充する。
- ⑩ あはき史 (専門分野)
あはきの歴史的変遷についてのカリキュラムを追加する。
なお、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)第18条の2に基づく学校養成施設については、総合領域の中に限らず、他の教育内容においてあはき史を教授するなど弾力的に取り扱う事ができるものとする。

※ 上記追加等カリキュラムのなかには、既に既存カリキュラムで教育されているものが部分的に含まれていることから、これらを調整する必要がある。
具体的には、専門基礎分野の「人体と構造の機能」を2単位60時間削減する。

第3 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

臨床実習については、主として、学校養成施設附属の臨床実習施設において行われているが、臨床実習の拡充に伴い、臨床実習施設の拡大及びその要件等について検討を行った。

また、臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、これまで必ずしも明確にされていなかったことから、その検討も行った。

2. 改正の内容

(1) 臨床実習施設について

臨床実習施設については、学校養成施設附属の臨床実習施設、あはきを行う施術所を基本として、医療機関、スポーツ施設及び介護施設などについては、1単位を超えない範囲において見学実習を可能とする。

(2) あはきを行う施術所の要件について

あはきを行う施術所の要件を以下のとおりとする。

- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
- ② 5年以上の開業経験があること。
- ③ 教員の資格を有するあはき師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあはき師である臨床実習指導者が配置されていること。
- ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
- ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- ⑥ 過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

なお、学校養成施設附属の臨床実習施設以外のあはきを行う施術所等において臨床実習を行おうとする学校養成施設は、あらかじめ行政庁に対して届け出ることとする。(変更になった場合も同様とする。)

(3) あはき師臨床実習指導者講習会について

あはき師臨床実習指導者講習会について厚生労働省の定める基準は、別添3に定める内容とすることが望ましい。

(4) 臨床実習において実習生が行うことができる行為について

臨床実習において実習生が行うことができる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監視の下、当該指導者が主体的に行う施術の介助は行うことができるものとする。

なお、施術の介助を行う場合には、臨床実習前に、学生の技術等に関して、施術実技試験等による評価を行い、直接患者に対して施術を行うに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

第4 専任教員等について

1. 基本的考え方

総単位数の引上げ等に伴い必要となる専任教員の人数、臨床実習の拡充等に伴う教員の見直しについて検討を行った。

また、教員の質の向上を図るため、専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化すること、専門基礎分野及び専門分野の教員の要件について

検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 専任教員数等の見直し

総単位数の引上げ等に対応するため、専任教員数を5名以上から6名以上とする。また、学校養成施設附属以外の臨床実習施設で実習を行う場合には、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置することとする。

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の質を向上するため、厚生労働大臣の指定する教員養成機関（2年間）について、指定基準を臨床専攻課程（1年間）と教員養成課程（1年間）とし、卒業時に第三者による臨床能力試験を実施するよう見直す。併せて単位制に見直した上で、臨床実習の充実を図る。

また、専任教員の定義を以下のとおり明確化するとともに、カリキュラム等の見直し及び臨床実習の拡充に伴い、専任教員についても臨床能力の向上が求められることから、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定する。

[専任教員の定義]

- ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

さらに、リハビリテーション医学に限り、理学療法士、作業療法士が教授できるように追加し、大学院修士課程又は博士課程を修了した者の専門性を考慮し、その教授内容を明確にする。

第5 その他について

1. 基本的考え方

(1) 「著しい視覚障害」の程度

あはき法18条の2第1項に規定する著しい視覚障害の程度については、認定規則第4条において定められているが、学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障害者の障害の程度と基準が異なることから、基準の統一について検討を行った。

(2) 通信教育等の活用について

質の高いあはき師の養成に繋がる通信教育等の活用について検討を行った。

(3) 養成施設において備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、養成施設

において備えるべき備品等について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 「著しい視覚障害」の程度

著しい視覚障害の程度について、学校教育法施行令第22条の3に規定する区分のうち視覚障害者の障害の程度と同様とする。

(2) 通信教育等の活用について

基礎分野14単位のうち、7単位を超えない範囲で、通信教育等の活用が可能となるよう、本人からの申請に基づいて個々の履修内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、該当する科目の単位として認定することができる旨の規定を追加する。

(3) 養成施設において備えるべき備品等の見直し

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

- ・ 現在、養成施設に備えるべきものとして規定されている基礎医学実習室を削除し、実技実習室を実習室とする。
- ・ 実習室の面積は生徒1人につき2.1㎡以上とし、かつ視覚障害者の学生も問題なく実習が可能な最低限必要な面積を設ける。
- ・ 養成施設に備えるべき備品を別添4のとおりとする。

第6 適用の時期について

今回の報告は、あはき師を取り巻く環境の変化に伴い、早急に対応する必要性を踏まえつつ、学校養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、平成30年4月の入学生から適用することが適当と考える。

また、専任教員数の5人以上から6人以上への見直しについては、教員確保の準備期間等を考慮し、新カリキュラムの適用から2年程度の経過措置を設けることが適当である。

第7 今後の課題

今回の改正については、質の高いあはき師を養成するため大幅な改正をするものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該改正によるあはき師の質の向上について検証することが必要と考える。

また、冒頭でも述べたが平成12年の前回改正から約16年経過しており、その間にあはき師を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展

等に伴いあはき師に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目処として、新たな改正の必要性についての検討を行うことが望まれる。

さらに、今回の改正において、臨床実習施設の拡大を図ることとしたが、あはきを行う一般の施術所への拡大に伴い、臨床実習生が当該施術所において労働力となってしまふという懸念も指摘されたことから、適切な臨床実習が行われるよう都道府県等における指導をお願いしたい。

臨床実習前の学生の評価については、全国統一の基準による評価とすべきとの意見もあり、将来的には、評価の実施方法の統一が望まれる。また、養成施設の卒業の判定に当たっては、柔道整復師における公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度と同様に、あはき師においても全国統一基準で実施すべきとの意見もあり、将来的には卒業の判定に当たって、実技能力の審査制度の導入が望まれる。

最低履修時間数の設定に当たっては、医師、歯科医師と同様にあはき師は開業が可能であることから最低履修時間数を更に引上げるべきとの意見もあったが、夜間部においても実施可能な範囲での設定として検討を行った。今後の検討に当たっては、夜間部の在り方も含めた検討が必要と考える。

臨床実習については、臨床能力の向上のため更に単位数を増やすべきとの意見もあったところであり、学校養成施設の卒業後においても、関係団体等で実施されている卒後臨床実習などを活用し、更なる臨床能力向上に努めることが望ましい。

視覚障害者であるあはき師の養成を行う学校等については、あはき法第18条の2の規定により視覚障害者に対する受験資格の特例措置が設けられていることから、特別支援学校高等部学習指導要領等の改正があった場合には、必要に応じて、認定規則等を見直すなどの検討が望まれる。

各学校養成施設が実際に行っている教育内容等について、今回の改正の趣旨に沿った内容となっているかの評価も必要との意見もあり、将来的には、第三者による学校養成施設の評価の導入などについて検討する必要がある。

第8 おわりに

本報告の内容は、あはき師の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実現されるよう認定規則等の改正に着手される事を期待する。

(参 考)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等
改善検討会構成員名簿

釜 范 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事

北 村 聖 東京大学大学院医学系研究科
 附属医学教育国際研究センター 教授

栗 原 勝美 東京都立文京盲学校 教諭

後 藤 修司 公益財団法人東洋療法研修試験財団 常務理事

坂 本 歩 公益社団法人東洋療法学校協会 会長

○ 田 城 孝雄 放送大学 教授

筒 井 宏史 日本鍼灸理療専門学校 専任教員

仲 野 彌和 公益社団法人日本鍼灸師会 会長

藤 井 亮輔 筑波技術大学 教授

矢 野 忠 明治国際医療大学 特任教授

※○は座長

(五十音順、敬称略)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等 改善検討会開催状況

- 第1回 平成28年 1月18日
・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師学校養成施設の
現状と課題について
- 第2回 3月28日
・カリキュラム等の改善について
- 第3回 6月 9日
・カリキュラム等の改善について
- 第4回 7月 8日
・カリキュラム等の改善について
- 第5回 9月12日
・報告書（案）について

教育内容、単位数

教育内容		単位数							備 考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	コミュニケーションを含む。
	人間と生活								
専門基礎 分野	人体の構造と機能	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	運動学を含む。
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	3	3	3	3	3	3	社会保障制度及び職業倫理を含む。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	7	8	8	9	9	9	9	東洋医学概論、経絡経穴を含む。
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	1 1	1 1	1 1	1 3	1 3	1 3	1 5	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断、病態生理学並びに生体観察を含む。
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	2	2	2	2	2	2	2	
	実習	1 0	1 2	1 0	1 5	1 3	1 5	1 9	施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。
	臨床実習	4	4	4	4	4	4	4	
	総合領域	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史を含む。
合 計		8 5	8 8	8 6	9 4	9 2	9 4	1 0 0	

①あん摩マッサージ指圧師、②はり師、③きゅう師、④あん摩マッサージ指圧師はり師、⑤あん摩マッサージ指圧師きゅう師

⑥はり師きゅう師、⑦あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師

教育の目標

教育内容		教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。 健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。 保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学 臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学 社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学 実習 臨床実習 総合領域	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。 「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。 現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。 社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。

あはき師臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、執行等に協力する者
 - ※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

- ※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① あはき師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

5. 講習会の修了

講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

養成施設に備えるべき備品

器械器具	一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び模型	一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)
図書	一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)

備考

- 一 器械器具並びに模型及び標本については、実習等に必要な数を有すること。
- 二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましい。

(参考1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 改正イメージ

現 行	改正イメージ
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年九月十三日文部省・厚生省令第二号）</p> <p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下「法」という。）第二条第一項及び第十八条の二第一項の規定に基づく学校又は養成施設の認定に関しては、法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 前項の学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校とする。</p> <p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p>	

- 二 修業年限は三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
- 五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。
- 六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。
- 七 教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができる。
- 八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メー

- 七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができる。

- 十 実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上で

トル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メートル以上であること。

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(中等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者)

第三条 法第十八条に規定する省令で定める旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校(以下「中等学校」という。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校(以下「国民学校」という。)初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者

三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による師範学校予

あり、かつ、視覚障害者を対象とする学校又は養成施設にあっては、視覚障害者も問題なく実習できる面積を設けること。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七 専任の事務職員を有すること。

十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

科の第三学年を修了した者

四 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者

五 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者

六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第二条及び第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱を受ける者

七 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者

八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者

十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号及び第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

（視覚障害の程度）

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、万国式試視力表によつて測つた両眼の視力（屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。）が〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものとする。

（特例による学校又は養成施設の認定基準）

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十六号までを準用するほか、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者（同法第一条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあつては法第十八条の二第二項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成施設については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能をあわせて修得させる学校又は養成施設については五年以上であること。

（国民学校の高等科卒業生等と同等以上の学力があると認められる者）

第六条 法第十八条の二第二項に規定する省令で定める国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校及び附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 二 旧盲学校及び聾啞学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）による盲学校又は聾啞学校の中等部第二学年を修了した者

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

四 旧青年学校令による普通科の課程を修了した者

五 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程第一条、第二条及び第七条の規定により国民学校の高等科を卒業した者及び中等学校の二年の課程を終った者又は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

六 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に関し国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終った者と同等以上の学力を有するものと指定した者

（認定に関する報告事項）

第六条の二 令第一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 認定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五 学則（課程、修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）

六 長の氏名

（認定の申請書に添付する書類の記載事項）

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下こ

の条において同じ。)の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第九号までに掲げる事項とし、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。)の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第九号までに掲げる事項とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

- 2 学校又は養成施設について、法第十八条の二第一項の文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その設置者は、申請書に前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。ただし、国立大学法人の設置する学校若しくは国の設置する養成施設又は地方公共団体の設置する学校若しくは養成施設にあつては、前項ただし書の規定の例による。

(変更の承認又は届出を要する事項)

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術の受診者数

十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画

第八条 法第二条第三項の省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二 令第三条第三項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第九条 令第四条第一項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

一 当該学年度の学年別生徒数

二 前学年度の卒業者数

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項若しくは同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）又は実習施設とする。

三 前学年度における教育の実施状況の概要

四 前学年度における経営の状況及び収支決算

2 令第四条第二項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

（認定の取消しに関する報告事項）

第九条の二 令第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 認定を取り消した年月日

五 認定を取り消した理由

（認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）

第十条 令第七条の申請書又は令第八条の規定により読み替えて適用する令第七条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 認定の取消しを受けようとする理由

二 認定の取消しを受けようとする予定期日

三 在学中の生徒があるときは、その措置

別表第一（第二条及び第五条関係）

（別添）

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省

令第二十八号) 第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は法第二条第一項の規定により認定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは養成施設、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師養成施設、視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養

成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては実習（臨床実習を含む。以下この号において同じ。）十単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては実習十二単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、きゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十四単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基

基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上)、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては実習二十単位以上及び実習以外の教育内容七十三単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野二十六単位以上」とあるのは「専門分野十六単位以上」と、「専門分野三十二単位以上」とあるのは「専門分野二十二単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）

基礎分野	教授するのに相当と認められる者
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学

礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上)、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）

基礎分野	教授するのに相当と認められる者
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学

	<p>校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p> <p>三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者（以下「養成機関卒業者」という。）</p>		<p>校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p> <p>三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者（以下「養成機関卒業者」という。）</p>
専門分野	<p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三 養成機関卒業者</p> <p><u>四 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</u></p> <p><u>五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</u></p>	専門分野	<p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三 養成機関卒業者</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</u></p>
		<p><u>（経過規定）</u></p> <p><u>この省令施行の際、改正前の別表第二専門分野第四号の規定に基づき教員であった者については、従前の例により教員となることができる。</u></p>	

別表第一（第二条及び第五条関係） 《現行》

教育内容		あん摩マツサージ指圧師	はり師	きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師	あん摩マツサージ指圧師きゆう師	はり師きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師	
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念	三	三	三	三	三	三	三	
専門分野	基礎あん摩マツサージ指圧学	六	六	六	七	七	七	八	
	基礎はり学								
	基礎きゆう学								
	臨床あん摩マツサージ指圧学	八	八	八	十	十	十	十三	
	臨床はり学								
	臨床きゆう学								
社会あん摩マツサージ指圧学	社会あん摩マツサージ指圧学	二	二	二	二	二	二	二	
	社会はり学								
	社会きゆう学								
	実習（臨床実習を含む。）	十	十二	十	十六	十四	十六	二十	
	総合領域	十	十	十	十	十	十	十	
合 計		七十七	七十九	七十七	八十六	八十四	八十六	九十三	

別表第一（第二条及び第五条関係） 《改正イメージ》

教育内容		あん摩マツサージ指圧師	はり師	きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師	あん摩マツサージ指圧師きゆう師	はり師きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師	備考
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	<u>コミュニケーションを含む。</u>
専門基礎分野	人体の構造と機能	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	<u>運動学を含む。</u> <u>社会保障制度及び職業倫理を含む。</u>
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念	三	三	三	三	三	三	三	
専門分野	基礎あん摩マツサージ指圧学	七	八	八	九	九	九	九	<u>東洋医学概論、経絡経穴を含む。</u> <u>あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生体観察を含む。</u>
	基礎はり学								
	基礎きゆう学								
	臨床あん摩マツサージ指圧学	十一	十一	十一	十三	十三	十三	十五	
	臨床はり学								
	臨床きゆう学								
	社会あん摩マツサージ指圧学	二	二	二	二	二	二	二	
	社会はり学								
	社会きゆう学								
	<u>実習</u>	十	十二	十	十五	十三	十五	十九	<u>臨床実習前施術実技試験等を含む。</u>

	<u>臨床実習</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>四</u>	<u>三単位以上は、 学校養成施設附 属の実習施設又 はあん摩マツサ ージ指圧、はり及 びきゆうを行う 施術所において 行うこと。</u>
	総合領域	+	+	+	+	+	+	+	<u>あん摩マツサ ージ指圧、はり及 びきゆうの歴史 を含む。</u>
合 計		<u>八十五</u>	<u>八十八</u>	<u>八十六</u>	<u>九十四</u>	<u>九十二</u>	<u>九十四</u>	<u>百</u>	

(参考2) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領 改正イメージ

現 行	改正イメージ
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領</p> <p>1 認定についての原則</p> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく認定は、次の(1)、(4)、(5)及び(7)の養成施設(以下「あん摩マッサージ指圧師等養成施設」という。)にあっては厚生労働大臣が、次の(2)、(3)及び(6)の養成施設(以下「はり師・きゅう師養成施設」という。)にあっては都道府県知事が認定するものであること。</p> <p>なお、設置者が認定の申請等を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師等養成施設にあってはその所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、はり師・きゅう師養成施設にあってはその所在地の都道府県知事に申請等を行うものであること。</p> <p>また、既存の養成施設が新たな養成施設を設けるときには、教育課程の変更ではなく、新たな認定を行うものであること。</p> <p>(1) あん摩マッサージ指圧師養成施設 (2) はり師養成施設 (3) きゅう師養成施設 (4) あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設 (5) あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設 (6) はり師きゅう師養成施設 (7) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設</p> <p>2 設置計画書に関する事項</p> <p>(1) あん摩マッサージ指圧師等養成施設を設置しようとする者は、様式1による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の</p>	

1年前までに設置予定地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(2) あん摩マッサージ指圧師等養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について厚生労働大臣の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

3 認定の申請等に関する事項

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下「令」という。）第1条の認定の申請又は令第3条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては、変更を行おうとする日）の6か月前までに養成施設の設置予定地（変更の承認に当たっては、所在地）の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に申請すること。

4 設置者に関する事項

設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

5 学則に定めることが必要な事項

次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。

(1) 養成施設の名称

(2) 位置

(3) 教育課程（高等学校卒業者等又は中学校卒業者等の別、視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数）

(3) 教育課程（高等学校卒業者等又は中学校卒業者等の別、視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及びあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）別表第一の教育内容ごとの単位数

- (4) 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数
- (5) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (6) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (7) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (8) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (9) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

6 教員に関する事項

- (1) 認定規則第2条第4項の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

- (2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（**助手**については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の

並びに時間数)

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（**助教**については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

免許状を有する者

(3) 認定規則別表第2 専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者

オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学 生理学 衛生学（消毒法を含む。） 診察概論 臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

(4) 認定規則別表第2 専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア (3) のイ又はウに掲げる者

イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員（改正規則施行の際、

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

カ 理学療法士及び作業療法士（リハビリテーション医学を教授する場合に限る。）

現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)

- (5) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする事。
- (6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、専任教員は(7)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができる事。
- (7) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
- (8) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

7 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されていること。
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。
- (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
- (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われ

- (5) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- (6) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。
- (7) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (8) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする事。

削除

- (9) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
- (10) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。
- (11) 養成施設は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

ていること。

(6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする

こと。

(7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要な措置が採られていること。

8 授業に関する事項

(1) 教育の内容は別添のとおりであること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(4) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(5) 夜間過程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間

(4) 教育課程の編成に当たって、あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設にあっては、85単位以上で、2,385時間以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師に係る養成施設にあっては、94単位以上で、2,655時間以上、あん摩マッサージ指圧師、きゅう師に係る養成施設にあっては、92単位以上で、2,595時間以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る養成施設にあっては、100単位以上で、2,835時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。

(5) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(6) 夜間過程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間

は1日に4時間以内であること。

- (6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (7) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。

9 実習に関する事項

- (1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

は1日に4時間以内であること。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

- (7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。
- (8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。
- (9) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成施設で、認定規則別表2の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位数を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができること。

- ・ 柔道整復師
- ・ 看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士、作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

削除

- (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、あん摩マッサ

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。

(3) 養成施設以外での臨床実習が行われていないこと。

ージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所及び医療機関等の実習施設を確保すること。

削除

(2) 医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を行う施術所は、次の要件を満たしていること。

ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。

イ 施術所の開設者は、5年以上の開業経験があること。

ウ 教員の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師である臨床実習指導者を配置していること。

エ 施術所における過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。

オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。

カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。

キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

10 校舎及び備品に関する事項

(1) 図書室を有すること。

- (2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。
- (3) **基礎医学実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設においては、**実技実習室**を2室以上有すること。
- (5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。
- (6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。
- (7) 別表に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

11 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。
- (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。
- (4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに養成施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。
 - ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
 - イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
 - ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

12 事務に関する事項

次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その

- (3) **実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設においては、**実習室**を2室以上有すること。

他の表簿については5年間保存されていること。

- (1) 学則、日課表及び学校日誌
- (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿
- (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
- (4) 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿
- (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿
- (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
- (7) 往復文書処理簿

13 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後であっては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。
学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

14 その他

- (1) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確認すること。
- (2) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当た

りの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

様式1 あん摩マッサージ指圧師に係わる養成施設設置計画書
(略)

様式2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設定員
変更計画書 (略)

別添 (別添)

別表

<p>器械器具</p>	<p>一 専門基礎科目用 <u>イ</u> <u>解剖学実習用機器</u>(動物解剖台、動物解剖 <u>道具を含む。)</u> <u>ロ</u> <u>生理学</u>実習用機器(肺活量計、心電計、筋 電計を含む。) <u>ハ</u> 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神 経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力 計を含む。) <u>ニ</u> 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり 師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、<u>ガ</u> <u>ス滅菌器</u>、紫外線消毒器)</p>
-------------	--

別表

<p>器械器具</p>	<p>一 専門基礎科目用 <u>削除</u> <u>イ</u> <u>解剖学・生理学</u>実習用機器(肺活量計、心 電計、筋電計を含む。) <u>ロ</u> 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神 経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力 計を含む。) <u>ハ</u> 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり 師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫 外線消毒器)</p>
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> □ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック 		<ul style="list-style-type: none"> □ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び模型	<ul style="list-style-type: none"> 一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮) 	標本及び模型	<ul style="list-style-type: none"> 一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)
図書	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育上必要な専門図書(千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(二十種類以上) 	図書	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)
その他の備品	<ul style="list-style-type: none"> ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上) 	その他の備品	<ul style="list-style-type: none"> ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)
<p>備考 一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。</p> <p>二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。</p>		<p>備考 一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。</p> <p>二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。</p>	

別添 《現行》

教育内容		あん摩マ ッサージ 指圧師	あん摩マ ッサージ 指圧師 はり師	あん摩マ ッサージ 指圧師 きゅう師	あん摩マ ッサージ 指圧師 はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>高め</u> 、自由で主体的な <u>判断力を培う内容とする</u> 。生命倫理、 <u>人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ち、 その予防及び回復 の促進 保健医療福祉とあ ん摩マッサージ指 圧、はり及びきゅ うの理念	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。 健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。 保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。
専門分野	基礎あん摩マッサ ージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学 臨床あん摩マッサ ージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学 社会あん摩マッサ	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。 「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。 現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧
		2	2	2	2	

<p>一指指圧学 社会はり学 社会きゅう学 実習（<u>臨床実習を 含む。</u>）</p>	10	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>20</u>	<p>師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関する社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。</p> <p>社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。</p>
<p>総合領域</p>	10	10	10	10	<p>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう<u>教授する</u>。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>

別添 《改正イメージ》

教育内容		あん摩マ ッサージ 指圧師	あん摩マ ッサージ 指圧師 はり師	あん摩マ ッサージ 指圧師 きゅう師	あん摩マ ッサージ 指圧師 はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>磨き</u> 、自由で主体的な <u>判断と行動を培う</u> 。生命倫理、 <u>人の尊厳を幅広く理解する</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 <u>患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</u>
専門基礎分野	人体の構造と機能	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病の成り立ち、 その予防及び回復 の促進	12	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 <u>人々が障害を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</u>
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	<u>7</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
	基礎はり学					
	基礎きゅう学					
	臨床あん摩マッサージ指圧学	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>15</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、 <u>適・不適の判断能力</u> を養う。
	臨床はり学					
	臨床きゅう学					
	社会あん摩マッサ	2	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧

一指指圧学 社会はり学 社会きゅう学 実習	10	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<p>師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関する社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。</p> <p>社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。</p> <p><u>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。</u></p> <p><u>また、施術者としての責任と自覚を養う。</u></p>
臨床実習	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	
総合領域	10	10	10	10	<p>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう<u>総合的に理解する</u>。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>

(参考3) はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン 改正イメージ

現 行	改正イメージ
<p data-bbox="286 247 965 284">はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン</p> <p data-bbox="152 336 501 368">1 認定についての原則</p> <p data-bbox="174 379 1106 722">あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく認定は、次の養成施設に区分することとし、（1）、（4）、（5）、（7）の養成施設（以下「あん摩マッサージ指圧師等養成施設」という。）にあっては厚生労働大臣が認定するものであって、（2）、（3）、（6）の養成施設（以下「はり師・きゅう師養成施設」という。）は都道府県知事が認定するものであること。</p> <p data-bbox="174 732 1106 812">なお、設置者ははり師・きゅう師養成施設の申請等を行う場合は、その所在地の都道府県知事に申請等するものであること。</p> <p data-bbox="174 821 1106 901">また、既存の養成施設が新たな養成施設を設けるときには、教育課程の変更ではなく、新たな認定を行うものであること。</p> <ul data-bbox="197 911 983 1209" style="list-style-type: none">（1）あん摩マッサージ指圧師養成施設（2）はり師養成施設（3）きゅう師養成施設（4）あん摩マッサージ指圧師はり師養成施設（5）あん摩マッサージ指圧師きゅう師養成施設（6）はり師きゅう師養成施設（7）あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設 <p data-bbox="152 1265 566 1297">2 設置計画書に関する事項</p> <p data-bbox="197 1308 1106 1431">（1）はり師・きゅう師養成施設を設置しようとする者は、様式1による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の1年前までに養成施設の設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p>	

(2) はり師・きゅう師養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。

3 認定の申請等に関する事項

はり師・きゅう師養成施設にかかるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下「令」という。）第2条の認定の申請又は令第3条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては、変更を行おうとする日）の6か月前までに養成施設の設置予定地（変更の承認に当たっては、所在地）の都道府県知事に申請すること。

4 設置者に関する事項

設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

5 学則に定めることが必要な事項

次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。

(1) 養成施設の名称

(2) 位置

(3) 教育課程（高等学校卒業者等又は中学校卒業者等の別、視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数）

(4) 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年限及び学級数

(3) 教育課程（高等学校卒業者等又は中学校卒業者等の別、視覚障害者又は視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及びあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）別表第一の教育内容ごとの単位数並びに時間数）

- (5) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (6) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (7) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (8) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (9) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

6 教員に関する事項

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号。以下「認定規則」という。）第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

- (2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等ということ。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

- (1) 認定規則第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

(3) 認定規則別表第2 専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者に限る。）

オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診察概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

(4) 認定規則別表第2 専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア (3)のイ又はウに掲げる者

イ 改正規則による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

- (5) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする
- (6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、専任教員は(7)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができる
- (7) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とする
- (8) 教員の出勤状況が確実に記録されている

7 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されている
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われている
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われている
- (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていない
- (5) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われている
- (6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況

- (5) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- (6) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。
- (7) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (8) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする

削除

- (9) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とする
- (10) 教員の出勤状況が確実に記録されている
- (11) 養成施設は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする
こと。

(7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要
な措置が採られていること。

8 授業に関する事項

(1) 教育の内容は別添のとおりであること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間
の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、
授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に
必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び
演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技
については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構
成すること。

(4) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は
特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(5) 夜間過程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間
は1日に4時間以内であること。

(6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこ
と。

(7) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休

(4) 教育課程の編成に当たって、はり師に係る養成施設にあつては、88単位以上で、2,475時間以上、きゅう師に係る養成施設にあつては、86単位以上で、2,415時間以上、はり師、きゅう師に係る養成施設にあつては、94単位以上で、2,655時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。

(5) 昼間過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は
特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(6) 夜間過程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間
は1日に4時間以内であること。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこ
と。

(8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休

講の時間が最小限にとどめられていること。

講の時間が最小限にとどめられていること。

(9) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成施設で、認定規則別表2の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位数を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができること。

- ・ 柔道整復師
- ・ 看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士、作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

9 実習に関する事項

(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

削除

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。

(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所及び医療機関等の実習施設を確保すること。

(3) 養成施設以外での臨床実習が行われていないこと。

10 校舎及び備品に関する事項

- (1) 図書室を有すること。
- (2) 実習室は、水道設備及び給湯施設を有すること。
- (3) **基礎医学実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) はり師きゅう師養成施設においては、実技実習室を2室以上有すること。

削除

- (2) 医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を行う施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - イ 施術所の開設者は、5年以上の開業経験があること。
 - ウ 教員の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師である臨床実習指導者を配置していること。
 - エ 施術所における過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

- (3) **実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。
- (4) はり師きゅう師養成施設においては、**実習室**を2室以上有すること。

- (5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。
- (6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。
- (7) 別表に掲げる器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること。

11 財政に関する事項

- (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。
- (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。
- (4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。
 - ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
 - イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
 - ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

12 事務に関する事項

次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。

- (1) 学則、日課表及び学校日誌
- (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿
- (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
- (4) 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿

- (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿
- (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
- (7) 往復文書処理簿

13 その他

- (1) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。
- (2) 認定規則第9条第1項に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われるよう指導されたいこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確認すること。
- (4) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

14 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後であっては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であ

ることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式1 はり師、きゅう師養成施設設置計画書（略）

様式2 はり師・きゅう師養成施設定員変更計画書（略）

別添（別添）

別表

器械器具	一 専門基礎科目用 <u>イ</u> <u>解剖学実習用機器（動物解剖台、動物解剖道具を含む。）</u> <u>ロ</u> <u>生理学実習用機器（肺活量計、心電計、筋電計を含む。）</u> <u>ハ</u> <u>臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。）</u> <u>ニ</u> <u>顕微鏡</u> 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高圧滅菌器、 <u>ガ</u>
------	--

別表

器械器具	一 専門基礎科目用 <u>削除</u> <u>イ</u> <u>解剖学・生理学実習用機器（肺活量計、心電計、筋電計を含む。）</u> <u>ロ</u> <u>臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。）</u> <u>ハ</u> <u>顕微鏡</u> 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高圧滅菌器、紫
------	---

	<p><u>ス滅菌器、紫外線消毒器</u>)</p> <p>□ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>		<p>外線消毒器)</p> <p>□ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>
標本及び模型	<p>一 組織標本</p> <p>二 経穴人形</p> <p>三 デルマトーム人形</p> <p>四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p>	標本及び模型	<p>一 組織標本</p> <p>二 経穴人形</p> <p>三 デルマトーム人形</p> <p>四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)</p>
図書	<p>一 教育上必要な専門図書(<u>千冊以上</u>。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。)</p> <p>二 学術雑誌(<u>二十種類以上</u>)</p>	図書	<p>一 教育上必要な専門図書(<u>電子書籍を含む千冊以上</u>。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。)</p> <p>二 学術雑誌(<u>電子書籍を含む二十種類以上</u>)</p>
その他の備品	<p>ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)</p>	その他の備品	<p>ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)</p>
<p>備考 一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。</p> <p>二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。</p>		<p>備考 一 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。</p> <p>二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。</p>	

別添 《現行》

教育内容		はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>高め</u> 、自由で主体的な <u>判断力を培う内容とする</u> 。生命倫理、 <u>人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
	基礎はり学				
	基礎きゅう学				
	臨床あん摩マッサージ指圧学	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。
	臨床はり学				
	臨床きゅう学				
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
	社会はり学				
	社会きゅう学				

実習 (<u>臨床実習を含む。)</u>	12	10	<u>16</u>	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
総合領域	10	10	10	<p>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう<u>教授する</u>。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>

別添 《改正イメージ》

教育内容		はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標
		単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>磨き</u> 、自由で主体的な <u>判断と行動を培う</u> 。生命倫理、 <u>人の尊厳を幅広く理解する</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 <u>患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</u>
専門基礎分野	人体の構造と機能	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 <u>人々が障害を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</u>
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。
	基礎はり学				
	基礎きゅう学				
	臨床あん摩マッサージ指圧学	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、 <u>適・不適の判断能力</u> を養う。
	臨床はり学				
	臨床きゅう学				
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
	社会はり学				
	社会きゅう学				

実習	12	10	<u>15</u>	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
<u>臨床実習</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。</u>
総合領域	10	10	10	<p><u>また、施術者としての責任と自覚を養う。</u></p> <p>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう<u>総合的に理解する</u>。</p> <p>各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</p>